③　役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下③において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ　業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ　当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ　取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ　直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

⑸　主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下⑸において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑹　外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年１回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

⑺　ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

<table>
<tr><td>出資対象事業持分の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出資対象事業の内容</td><td>（商品分類）</td><td colspan="2">（内容）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>出資対象事業持分の種別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>出資金払込口座の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>資金の流れ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>存続期間</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">出資者の区分</td><td>出資者数</td></tr>
<tr><td colspan="2">法第63条の８第２項第１号に掲げる者</td><td>名</td></tr>
<tr><td>うち個人</td><td>名</td></tr>
</table>